

令和6年度 兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会 議事録

【当議事録について】

開会、事務局あいさつ、構成員の紹介は省略するとともに、事務局の説明内容、各構成員の発言内容は要約しています。

- 1 **日 時** 令和6年7月11日（木）14：00～15：50
- 2 **方 法** オンライン開催（Webex）
- 3 **出席者** 永野構成員、濱田構成員、東構成員、岡藤構成員、橋本構成員、吉田構成員、梶山構成員、金構成員、堀川構成員、山本構成員、一幡構成員、栗山構成員、西川構成員

計13名

4 報告及び議事

事務局：まず資料1-1から説明させていただきます。令和5年度、令和6年度のアレルギー疾患の対策事業の実施として、連絡協議会の開催経過をまとめております。令和5年度新たに医療部会を設立し、準拠点医療機関の選定等ご議論いただいたところです。後で説明をさせていただきますけども、準拠点医療機関として全21医療機関を指定させていただきました。今年度1回目が本日です。この県の計画の改定に向けた内容を主に検討いただく予定としております。

2枚目に移ります。人材育成事業として昨年度は中央市民病院様に委託し、医療従事者向け研修を行っていただきました。参考資料2として、お作りいただいたチラシを添付しております。Web配信及び質疑応答のライブ配信をいただき、視聴回数全体で2,129回質疑の参加者59名ご参加いただいたとお伺いしております。令和6年度は神戸大学医学部附属病院様にご依頼し、来年年明けの1月、2月ごろに対面実施でご検討いただいていると伺っております。

情報提供事業としまして、市民講座や、患者家族会向けの講習会としてひょうご食物アレルギーの会「オリーブ」様と共催で実施しているところです。令和5年度は北播磨総合医療センターの松野下先生と小児アレルギーエデュケーターの渡木様を講師として講演会、相談会、座談会を開催いただきました。今年度も、明石医療センター、中西先生と同じく渡木様を講師として11月23日に開催いただくよう、今調整いただいているところです。

4番目として、学校児童福祉施設等への相談事業として、県内の学校園を対象に、中央市民病院様、県立こども病院様に、隔年で委託し相談事業を行っております。昨年度は中央市民病院様に委託させていただき、全11件の相談がありました。事業開始当初からの実績については、参考資料4を確認ください。令和6年度は、参考資料5により、実施させていただいております。令和6年6月末で5件、7月に入り、追加で1件ご相談があった状況です。

5番目としまして準拠点医療機関の指定ということで、前回連絡協議会において、各病院様からの同意書の提出をもって指定を行うということでご承認いただいております。前回は22医療機関を指定するというご承認を得ていたかと思いますが、同意書提出の段階となり、A病院様が、職員等の関係で要件を満たさないということで、辞退されましたので、最終的に資料1-2で示させていただいた7病院を準拠点病院、14医療機関を連携医療機関として指定し、県のホームページで公表させていただいたところです。今後、各市町や県医師会等には、周知をさせていただく予定しております。6番目に拠点病院様と準拠点医療機関様の医療機能情報調査ということで、資料1-3で掲載させていただいておりますが、昨年度調査を行う旨、ご承認を受けまして、2月末に調査をさせていただいたのですが、こちらの様式の不備等もあり、一旦調査を中止し、項目を修正しております。資料1-3で、変更した点としては、調査項目を疾患毎の項目としていましたが、検査、治療別の記載に変更し、また、相談体制についても内容を追加しています。ご承認いただきましたら、調査を再開させていただく予定です。説明、報告は以上になります。

座 長：ありがとうございます。資料1では県協議会の開催と、人材育成事業として、令和5年度中央市民病院が担当し、Webで配信し、それに対する質疑応答があったものだけオンラインで外部で参加していただいて59名参加いただいたということです。来年度は令和6年度、神戸大学の方をお願いする予定にしています。相談事業についても、こども病院と中央市民病院の方で、交代交代でやっていて、昨年度は中央市民病院で、令和6年度はこども病院でお願いして、もうすでに5件相談事業があつて、そんなに数は多くないんですけど、コンスタントにご相談いただいているという感じですか。何かご意見、ご質問等何かあるでしょうか。

補足説明として、資料1-2として、準拠点医療機関の選定について部会を別に開催して、協議をしてきました。拠点病院だけだったら、かなり京阪神地区に偏在してしまっているため、拠点病院を設立した、国の方針とはちょっとそぐわないということで全県に跨って、標準的な指導ができるよう

にといったコンセプトで兵庫県各地に相談できる場所がある方がいいということで、この2番の準拠点病院と、それから3番の連携医療機関、こちらの方はクリニックを中心といったことで基準を満たす医療機関を認定させていただいたということです。あと、これについては、やはりそれぞれの病院でどういう風なことをしているかっていうことを県民に対して、オープンにする必要があるだろうということで、アンケートしましたが、項目に不備があったので、もう一度作り直して、それで今回調査をし直すという形で考えているとのこと。この項目について、新しいものを挙げたと思うんですけども、それぞれ前回配ったやつと何が違うかということ、病院では診療科によってやれることが大分変わってくるかなと思って、それぞれの診療科で答えていただくということで、眼科とか、皮膚科とか、耳鼻科とか、内科とか、小児科とかそれで項目に従ってそれぞれの項目でどんな検査が出来るかとか外来及び入院かっていうのを示してもらおうかと思っています。それからやはりみなさんがやっぱり皆さんが知りたいのはどんな検査とか、どんな治療ができるだとか、どんなことをしていただけるということだと思うので、今まで疾患別でしたが、検査や治療のほうが見やすいんじゃないのかということで作り直していただいた経緯になっています。何かご意見とか、確認事項とかありますか。

令和6年度に研修事業をやられる〇〇構成員のほうから、何かコメントとか質問がございましたらよろしくをお願いします。

構成員：ありがとうございます。一応場所も押さえて対面で準備を始めておりまして、もう講師の選定も終わって、粛々と準備は進んでおります。

座長：そうですね。はい。コロナ明けで対面でやられるっていう。

構成員：そうですね。何かもうそろそろ対面でもいいかなというのを、学会の状況とか5類の話も踏まえまして、今年から対面に戻してみようかなと思っています。

座長：はい、わかりました。また何かありましたら事務局にいろいろ聞いていただけたらいいと思います。今まで一応、それぞれの拠点病院で一巡して、二巡目になっていて、コロナ前からやってるノウハウもありますのでまた聞いていただければいいかなと思います。

構成員：はい。相談させてください。ありがとうございます。

座長：そしたら、〇〇構成員、何かコメントとか質問とかありましたらよろしくをお願いします。

構成員：結構耳鼻科の方でもアレルギー専門医の方って多いと思うんですけど、姫路の方とか阪神地区にも多いと思うんですが参加されてないみたいなので、そういうのを促すべきなのかどうかとか。病院は病院の方で多分各

科で連携されているんだとは思いますが、もちよつと何分前任者の先生からあまりお話を聞いたことがなかったんで、どういうふうに話が進められているのかっていうのがわからなくて、市民公開講座みたいなものがあるのはちよつと情報が来てたんでわかってましたけど。耳鼻科として何かしていくことがあるのかどうかと。その辺のことがこれからアナウンスしていくだけでいいのかどうかちよつとわからなかったんで。今後何かできたら、行っていきたいと思います。

座 長：はい。ありがとうございます。そもそものコンセプトは県民がアレルギー疾患対策事業のホームページを見て、どこの病院でどんなことをやっているかっていうのを開示するというのが目的なので、これからまた見直して、どういうふうにして運用していくかというのは、何かそういう1回動かしてみても反応を見ていくというふうなことが必要で、我々、モデルケースがあるわけじゃないんで、とりあえずそういう何ができるか提示してそれで先生方とまた議論を進めていきたいかなというふうに思っています。はい。他に何か質問ありますか。〇〇さんどうですか。

構 成 員：はい。私も医療部会に参加させていただいていろいろお話聞かせていただいていますので、はい。この形で県民の方にわかりやすいような情報開示をしていただけたらと思っております。

座 長：はい。ありがとうございます。あと、〇〇構成員も加わっていただいていたと思うんですけども、何かコメントとかありましたらよろしく願います。

構 成 員：はい。部会に参加させていただいてその時、少し意見を言わせてもらいましたけど。現時点ではこういう格好でいいと考えております。

座 長：はい。わかりました。コロナも挟んだので、いろいろちよつと議論が途切れたこともあったので、こういう形でちよつと今回は進めさせていただこうかなと思います。またアンケートが、それぞれのところに届くとおもいますので、それについてはまた事務局の方から連絡があるかと思います。

続きまして2つ目の報告議事、兵庫県アレルギー疾患対策推進計画の改定について事務局からお願いします。準備が整うまで、新しい流れについて示しますが、前回令和2年度にこの計画ができましたが、その時結構協議会でポンと計画が出てって、あまり皆さんでディスカッションすることがなかったんで、その時ちよつと、やはりこういう計画というのは皆さんで議論した上で、定めていく必要があるというふうなことが協議会の中のディスカッションで出ましたので、この1年をかけて計画というのそれぞれの皆さんのお声を聞きながら、出して行こうかなというふうに考えて取り組もうとしてるところです。

事務局：資料2を説明させていただきます。スライド1をご覧ください。会議冒頭でお伝えさせていただきました、国指針等について記載させていただいております。都道府県の計画策定につきましては、アレルギー疾患対策基本法第13条に規定されております。次のスライドに移りまして前回の連絡協議会の資料から時点修正したものになります。全国の個別アレルギー、疾患対策計画等の策定状況でございます。個別計画を作っているのは兵庫県を含めて9都県。あと昨年度改定があった、保健医療計画に記載されているというのが大多数で、未策定または不明というところが3件になります。すでに計画を策定している千葉県、群馬県に関しては、令和6年3月で第二期の計画策定をしており、主には国指針に伴う改定であることを確認しております。次、スライド3の方の時点修正をさせていただきます。千葉県は目標値の設定を一部修正講習会の参加医療機関数を70から100に変えるというような変更になっております。

続きまして資料4になります。こちらは前回協議会での論点の内容をまとめております。計画策定部会と新たな部会を設けずに既存の医療部会で検討を行うことや、新たな構成員として歯科医師、母子関連団体、保育関連団体、大学関係、報道関係、心療内科医師について入れてはどうかというご意見をいただきました。また新たな実態調査等は行わず既存データを活用することを主に議論いただきました。

続きまして資料2、スライドの5枚目で、令和2年度に本計画の策定時に設定した目標に対する評価を行っております。参考資料6以降に、県の現計画や国指針改定に関する内容を載せておりますので、確認いただければと思います。現計画では3つの目標を立てており、1つ目がアレルギー疾患患者の減少として、10万人当たりの患者数、小児人口千人当たりの患者数が全国値以下になることを設定しており、それぞれの推移を表しています。データは厚生労働省が行っております患者調査をもとに算出しており、この調査が3年に1回ということで、現在、令和5年の調査が終わったところで、現在国の方で集計しているというところでございます。ですので、直近のデータとして、令和2年度の状況を記載させていただいているところです。また令和2年以降に調査方法が変更となりまして、患者数を幅広く集計することになりまして、純粹に、平成29年までと令和2年以降と比較することできませんが、人口10万人対あたりの患者数は全国値を上回っており、小児人口千人当たりの患者数は全国値を下回っているという状況でございます。続きましてスライド6枚目、目標2つ目、喘息死亡率の減少を挙げています。平成29年以降減少傾向が見られまして、かつ、令和4年には全国並みの数値ということになっております。目標の3つ目、児童生徒の食物アレ

えております。もう1点、「外食中食における食物アレルギー表示についての取り組みの推進」というところです。今までは外食のみでしたが、中食について追加されており、主にコンビニでの買い物や、お惣菜を買って帰って食べる等、中食に対してのアレルギー対策をどのように普及していくかというところで、現計画の1番に該当するところになっております。

続きまして医療体制ですが、「小児期のみならず、移行期や成人期のアレルギー診療についても、実態調査やアレルギー疾患医療提供体制のあり方に関する検討会において体制を整備」していくということになりまして、今後連絡協議会等でこのようなことも検討していくということになるかと思えます。現在の準拠点医療機関、拠点病院も含めて、検討いただきたいということになりますので、またよろしくお願ひします。

次に「医療従事者として歯科医師、管理栄養士を明記」としてされています。現在の連絡協議会の構成員の就任に関しては栄養士の方は入っていますが、歯科医師が入っていないという現状になっています。

スライド10枚目になります。こちら調査研究の方になりまして、こちらは主には国の方が取り組む所になりまして、どのように参画できるかを少し検討は必要とは思いますが、「免疫アレルギー疾患研究10ヵ年戦略に基づく患者視点の研究」、「中心拠点病院都道府県拠点病院等と、臨床研究中核病院等の関係機関との連携強化」が追加されています。

その他として、「老人福祉施設、障害者支援施設等の職員等の研修受講に関する周知」、「本人またはその家族が就労を維持できる環境の整備について各事業団体に周知」については、現計画にも記載はなく、取り組みをされていないということになります。こちらは老人福祉施設の職員、医療従事者含めての職員への研修をどのようにしていくか、各種事業所団体、例えば商工会議所等就労に関係する団体に周知を図っていくことを今後検討していこうかと思っております。

次に「地方公共団体が自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定、実施する部署の配置に努める」ということで、現在疾病対策課が担当させていただいております。次に「都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等」というところで、こちらの方は現計画の2番目に記載しており、今後拠点病院と準拠点病院の医療機関の情報の公開を予定しております。また、医療機関の連携をどうしていくかということも検討できればと思っております。

最後、「防災担当部局とアレルギー疾患対策に関わる部署との連携」ということで、定期的な情報交換の場はないけれども、随時情報交換を現在実施しているところですが、こちらの現計画の方に災害時のアレルギー

対策というところを載せておりますので、そちらの方の見直し等々も含めて検討していければなと思っております。

以上を踏まえ、本日ご議論いただきたい内容をスライドの11にまとめております。まず1つ目兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会の構成員に歯科医師を追加してはどうかというところで、昨年度の連絡協議会でも挙げておりましたが、構成員の最終決定について再度議論をいただきたいと思っております。医療部会の構成員を追加する場合は、開催要領上、医療部会だけでなく、本連絡協議会にも新たな構成員としてまず参加していただくこととなります。国指針で、新たに連携すべき医療従事者と挙げられている歯科医師を連絡協議会の構成員として追加することを提案させていただきたいと思っております。

続きまして論点2ですが、計画改定について主に議論いただく、医療部会の構成員の選出についてです。昨年度の医療部会は資料に記載しております、7名が構成員となっていております。基本的には新たな部会を設けず医療部会で行うということになっておりますので、基本的にはこの7名に1、2名追加して議論していただくことを想定しております。前回の協議会では、スライド4枚目に記載させていただいた通り、新たな構成員として歯科医師以下、心療内科医師までをご意見としていただいております。事務局としてはこちらも検討させていただきながら、指針の方に沿った形で歯科医師、栄養士の追加を提案させていただければと考えております。あと、報道関係を構成員に追加してはというご意見もいただいておりますが、こちらは、現在この協議会を、報道機関等に公開する方向も考えておまして、会議の性質上、会議冒頭だけではなく、会議全体を公表するような形になるのか、内部の規約等の確認をしている最中でございます。県民モニターを実施できなかった関係で、次回の医療部会以降で、広く周知できるような形をとらせていただくために、傍聴規定というものを策定しようかと今検討しているところでございますので、そういったところで報道関係の対応をしていこうかと考えております。

続きまして、論点3、改定計画の重点をどうしていくか、について、準拠点病院との診療連携体制について、今後この連携についても深めていければなと思っております。その他、目標の設定等が中心になっていくのかと考えております。医療機関の具体的な連携方法等については、以後の医療部会で主に議論いただくことになるかと思いますが、計画の骨子とすべき内容について今回意見をいただければと思っております。

続きましてスライドの12になります。今後のスケジュール案ということで昨年度も提示させていただいておりますが、今回第1回目7月11日に協議

会を開催し、8月中旬以降から9月中にかけて医療部会の1回目、11月、12月頃に医療部会の2回目、そのあと予定ではパブリックコメントをとらせていただいて、その結果を踏まえて、年度内には必ず2回目の協議会開かせていただいて第二期の計画を、来年の4月1日以降公表していくという形を考えております。

スライド13枚目以降は、県教育委員会から情報提供いただきました、県内の県立学校における食物アレルギー等に関するデータを編集させていただきました。全国におけるデータとそれぞれ比較をしております。スライド13では在籍数が減少しておりますが、食物アレルギーを有する方の割合が増加傾向にあり、全国と比較しても、生徒数に占める食物アレルギーを有する割合は高かったということになります。スライド14は、エピペンを持参している者の割合ですが、幼児児童生徒数の推移を示しており、県内では年々増加しておりますが、所持率は全国と比較すると低いというデータでした。スライド15は、学校生活の指導管理表を提出している幼児児童生徒等、生徒数に等に関するデータを示しております。全体的に増加傾向を示しておりますが、提出率は低い傾向にあります。全国との差が大きいですが、今回県内のデータは主に高校生のデータであり、全国においては、小学校、中学校、高校、特別支援学校も含めて、すべての学校の生徒数で計算しております。全国の高校生だけのデータは7.8%ということになっておりますので、同程度になっております。資料2の説明は以上となります。ありがとうございました。

座長：はい。ありがとうございました。兵庫県のアレルギー疾患対策推進計画の改定にあたって、今回の皆さんのご意見をいただきたいと思うんですけども、資料がたくさんあり、整理がなかなか難しいなと思うんですけども今のところで何かご意見や質問がありましたら、よろしくお願いします。

座長：〇〇先生よろしく申し上げます。

構成員：今回から参加なのでちょっとわからないところがあるのでちょっと教えて欲しいんですけど、まずスライドの9番の花粉飛散状況、大気環境等に関わる調査の情報提供というのはどんなことをやっているんですかっていうのが1つと。もう1つは歯科医師を入れるというのは、アレルギーの栄養士は食物アレルギーで関係するかと思うんですが、歯科医師を入れるっていうのは何か目的があるんでしょうか。

座長：事務局の方よろしく申し上げます。

事務局：はい。ご質問ありがとうございます。まず1点目、花粉状況の調査ですが、これは県主体で実施させていただいており、県立健康科学研究所と連携し、花粉の時期であれば、スギ、ヒノキ等の花粉状況の飛散状況の調査を

県下5ヶ所で実施し、そちらの方を県のホームページで上げております。現在はスギ、ヒノキ以外のブタクサやヨモギについて週1回調査しホームページにあげさせていただいてるところになります。2点目の歯科医師についてですが、国のアレルギー疾患対策推進協議会の中で一昨年度に歯科の先生が報告をされています。歯科領域でいくと口腔内の金属アレルギーや、手袋、ラテックスアレルギーへの対策で、歯科医師を入れたらどうかというふうな意見がありまして、今回の指針に入っているという状況にあり、今回兵庫県の方もその指針に沿った形で歯科医師の先生を入れていただいたらいかがかというふうなご提案をさせていただいたところでした。

構 成 員：まずその花粉情報に関してはそういうことしているんだったら、耳鼻科では結構そういう情報って重要な情報なので、そのようなことをやっていることをもっとこちらの方で周知します。全く知らなかったんでどこのホームページか後程メールをいただけたら、耳鼻科医会の方できちっとその辺を広めるようにします。もっとアクセス数を上げるようにできると思うので教えてください。そういうことやっていること全く知りませんでした。2つ目の歯科医師に関してなんですけど、個人的な意見なのかもしれませんが、小児の方で歯科矯正される方で、結構口が開けてしまうから矯正することが多くて、実はそれアレルギー性鼻炎が隠れているケースがあるんですね。鼻呼吸ができないと口呼吸しちゃって口、歯並び悪くなって矯正を行っているということがあるので、逆にそういう事を啓蒙するために歯科医師の先生入ってもらった方がいいのかなというふうに思います。ちょっと歪曲しているかもしれませんが、そういうふうにちょっと僕も意見を持っているので。そういう面に入ってもらって周知してもらうのはいいかなと思います。結構耳鼻科で鼻の方が悪いかどうかをチェックしましょう、矯正だけに走らないでくださいっていうのを啓蒙できたらという意味ではいいかなと思いました。すいません。ちょっと感想で申し訳ないです。失礼します。

事 務 局：はい、ありがとうございます。ホームページのアドレス等についてはこちらの方の周知不足というところもございますので、早急に構成員の皆様にお知らせさせていただこうかなと思っております。歯科医師の件についてもご意見ありがとうございました。今後、医療部会で、アレルギー性鼻炎等との絡みも含めて、歯科領域でどういうふうなアレルギー対策をできるのかというのをご検討させていただければと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。ありがとうございます。

座 長：確かに矯正とアレルギー性鼻炎というのはすごく関係あるので、とても歯科医師の方に入ってもらうのはいいことかなと思います。あとはフッ

素の時リカルデントっていう蛋白が入っているんですね。それで、ただそういうことをご存じなしに食物アレルギーの人にもうフッ素やめとこうっていうふうになっているところもあるので、ぜひその辺の歯科医師の方にも、もう少しアレルギー疾患について知っていただくというよい機会なのかなと思いますので、こういう情報を、歯科医師の方、歯科医師会を通じて啓発していただくっていう意味もある、いい試みかなと思いました。

他に何かご意見ございますか。〇〇先生。新しく変わられてなかなか議論に追いついていってないかなと思いますけども、何か率直なご意見とかいただければ嬉しいですけど。

構成員：はい。ありがとうございます。今の話でいうと歯科の先生だけに限らないんですけど、NSAIDsの使い方っていうか、アスピリン不耐症、アスピリン喘息の方に、アセトアミノフェンの要領で、別に問題ないですよとか言って打たれている患者さんって自分の患者でも結構いるんですよ。そういうことをやっぱり、年1回ぐらい経験してしまうんで。その辺のアスピリン喘息、アスピリン不耐症、NSAIDs 不耐症に対する周知っていうのは歯科の先生であったり、整形外科の先生だったり救急されている先生であったりは、もう少し持ってもらいたいなって思うことはあります。歯科という話がちょっと出たんでちょっと感じたんですけども。

座長：その辺もとっても大事な啓発事業はやっぱりやり続けたいといけないと。

構成員：あともう1点いいですか。あと僕が、今回のこの資料を見て思ったんですけど小児科の先生が非常に多いのは多いんですけども、やっぱりちょっと診療科によっても偏りっていうか、アレルギー疾患が内科のもう少し common disease であるっていうことをもう少し何か意識したことを考えられないかなってちょっと思っているところもあります。実際にただ、こういった決めごとをすることでやっぱり専門家がいなくて駄目なんだとは思うんですけども。何かもう少し、診療科の分布っていうのを、それもあって歯科も入れようということもあるかもしれませんが。ちょっと具体的な話ができなくて恐縮なんですけど。なんかどんどんアレルギーの疾患って薬が良くなって、非常にいいことではあるんですけども、何か逆に専門家だけのものになりつつあるんじゃないかなっていう気をちょっとしているところがあって、common disease の割にはどんどんファーストタッチする人と専門家の間の溝が深まっていってないかなって思っているところもあります。

座長：もう少し広い視点でいろいろ考えていかないとはいけませんね。〇〇先生どうぞ。

構 成 員：すいません、今日県の医師会の先生が参加されているのでちょっとこれは勝手に話を進めていいかわからないんですけど、この会は行政との会ではあると思うんですけど。兵庫県医師会の方でラジオ関西と提携して、いろいろ健康相談みたいなことを依頼があった分を毎週土曜日にお話ししたりする時間があるので、例えばそういうものの1枠もらって、アレルギー疾患のことを何か話るとか。月間で何かその1月だけ何か毎週やるとかしてみてもいいのかなと。ただそういう枠を勝手にこっちで言うもんじゃないので。県の医師会の方でちょっとご協議いただけたらいかがですか。それが広報になるかなと思ったんですけどいかがでしょう。

座 長：〇〇先生、いかがですか。そういう意見に対して。

構 成 員：今言われたように月に、毎週土曜日やっていますけど、大体、各医会の方にいろいろ県民からの健康相談あった場合の内容に即して、こちらの方から医会に振ってですね。いろんなそのトピックの話題を取り上げてやっておりますので、これまでもアレルギー関係について結構やっていますので、耳鼻科関係の先生も多分広報委員の中におられたと思いますし、そこら辺のところはまた新しい担当に伝えておきます。はい以上です。

座 長：先ほど〇〇先生からもお話ありましたけども、県のホームページの方がやっぱりあんまり見られてないんじゃないか、あまり皆さん知名度ないかなと思いますので、その辺りも今回閲覧数っていう形で評価できると思うんで、この県のこの今回の計画の中にも組み込んでいってもいいのかなと思います。またぜひ〇〇先生、協議会の中でのイベント、広報でラジオ関西とか、一緒にやれたら面白いかなとは思っていますのでよろしく願います。

構 成 員：はい、ラジオ以外でも神戸新聞の健康相談っていうのも、これも神戸新聞に寄せられた相談にこたえるという形でやっていますけど。それとあと年2回ですね、「Pluse(パルス)」っていう一般向けの広報誌を出しております、その中で、最近のトピックであるとか、いろんな疾患、これも県民からのいろんなご質問がきます。最近出た「Pluse(パルス)」は前立腺がんのこと取り上げたりしておりますけども、そういうのは常にずっと県の医師会やっておりますので、その「Pluse(パルス)」も各会員に、診療所に配布しておりますので、ご利用いただけるとと思いますのでそれは引き続きやるということでご理解いただきたいと思います。

座 長：ありがとうございます。論点についてですが、医療部会構成員の歯科医師の追加と、それから連絡協議会構成員、それからあとは個別の医療部会の構成員について、追加で歯科医師の追加っていうことについては大体皆さん、ご承認いただいたかなと思いますけども、これについては、承認とい

う形で取った方がいいですか。どうしましょうか。

事務局：これでもし反対ご意見等なければご承認いただいたということで、歯科医師会等とも調整させていただいて、今後構成員になっていただくべく、先生の方の推薦の方をいただくかなと思っております。その辺実際、県のほうでアクションしていただくということで、特に何かご異論ある方いらっしゃったら。特に大丈夫ですかね。

座長：それからもう1件なんですけども栄養士の医療部会の構成員に、栄養士の方を加えるということについても、いかがでしょうか。実際に今回の計画を立てるにあたって、食物アレルギーのことも、とても良く話題に上がっていますので、栄養士の方も、参加していただいた方がいいかなというふうに思うんですけども。〇〇構成員、ご意見ございますか。

構成員：食物アレルギーに関しては、今果物アレルギーがものすごく増えてきていて、私も病院なんですけども、アレルギーが非常に増えてきているなという印象なので、最新情報を知っていただけたらいいかなと思いますので、今年度（研修事業の担当が）神戸大学だと思うんですが、その時にちょっとそういう情報も入れてもらえるように、一応伝えてはあります。

座長：今回の計画、令和6年度の計画改定スケジュールっていうのは出ていると思うんですけども、兵庫県としてアレルギー疾患対策推進計画第二期っていうの、来年の4月に公表する予定でこの策定の過程で、部会ですかね。医療部会の中に栄養士に加わっていただくということで、その辺でどうですか。

構成員：はい。ぜひお願いいたします。

座長：事務局の方、構成員が歯科医師と、栄養士とある程度メンバーがちょっと増えるんですけど、それについては特に問題ない。

事務局：はい。一応今こちらの方もそこは想定した上で予算化もさせていただいておりますし、対応させていただけると思いますので、ぜひ皆さんの承認いただけるのであれば、歯科医師と栄養士の方に入らせていただきながら、良い計画を作っていきたいと思っております。一応上限10名と書いてありますが、今回は国の指針に沿った形で、歯科医師と栄養士を入れて合計9名でいかがでしょうかというのがこちらの方の提案だったんです。

座長：一応参考資料として資料2のスライド11番に医療部会の現在の令和5年度の構成員は計7名という形で載っていますけども、そうですねやはりパッとみていただいたらわかると思うんですが、医者割合がすごく多くて。今のところ医師以外は、患者会の〇〇構成員だけなんです。それで歯科医師や栄養士も加わってということでもう1名もし余裕があるんでしたら、医者以外の中で、例えば教育委員会の方とか、それと今日参加してい

ただいてないんですけど、小児アレルギーエデュケーターの〇〇構成員とかを加えてもいいかなと。その辺、どうですか、〇〇さん。

構成員：私達患者はやはり小児アレルギーエデュケーターの資格を持たれた方と密に相談をさせていただくことが多いですし、私たちの悩み事も直接相談することが多いので、そういう患者の立場に立ってくださる方が入ってくださったらすごく心強いですし、栄養士の方でも小児エデュケーターの資格もたれている方もいらっしゃいますので。そういう専門の方に入っていたら私達目線で、私たちがドクターに伝えられないこともかみ砕いて説明していただけるのかなっていうふうに思います。

座長：はい。ぜひ検討していただきたいなとは思いますが、何かこれについてご意見ある方いらっしゃいますか。〇〇先生どうぞ。

構成員：定員の問題があるかと思うんですが、薬剤師の先生の必要性はいかがでしょうか。先ほど NSAIDs の問題も NSAIDs 不耐症もありましたし、薬物アレルギーとかもありますので、ちょっとその辺りのご検討もよろしければ、と思ひまして発言しました。よろしくお願いします。

座長：そうですね、薬剤師の知見というの、とても必要だなと。その辺については、事務局の方はどうでしょうか。

事務局：ご意見ありがとうございます。上限 10 名で今考えてはおるんですけども、現在薬剤師、栄養士、小児アレルギーエデュケーター、歯科医師で 11 名になってしまうんです。あと協議会の構成員にも追加するとなるため、今すぐに可能と答えにくいところです。予算がどうしても 10 名で、とらせていただいているところがあるので。

座長：今は結論が言いにくいということだと思うので、今構成員の中に小児科医の僕と、〇〇先生が入っているんですけど、小児科医は 1 人でいいと、いうふうなことであれば僕は退いて、〇〇先生にお願いします。

構成員：〇〇先生にやっただいて、私は全然退けますので、よろしくお願いします。

座長：必ずしも僕はいる必要はないかなと思うんですけども。小児科が、1 人でいいかなと思いますので、もちろんいろんな多様性がある方がいい結果できるかなとは思いますが、それも含めて事務局で練っていただいて、アイデアを出していただければいいかなと思います。

事務局：わかりました。こちらで検討させていただき、ご意見募るような方向性でよろしければ、座長とも相談させていただきながら進めていこうと思うんですが、いかがでしょうか。

座長：よろしいですかね。〇〇先生、どうですか。

構成員：大丈夫です、異論ありません。

座 長：はい。ありがとうございます。そしたらこの件についてはそんな感じで進めさせていただきます。それから主な論点3、計画改定の重点についてですが、資料2の3枚目、主な都道府県の計画の内容についてっていうので、そもそも、新潟県、埼玉県、千葉県、兵庫県、ってありますけども。計画目標というのを立てているところが千葉県と兵庫県だけということなのでそれで、やっぱりこの計画というものに関しては、それについて具体的な計画っていうか、どう動けばいいかっていうのに届いてないといけないと思うんですけども。令和2年4月の兵庫県のベースでは、その辺の関連が見られないことが問題点かなということで、今回は皆さんのお知恵をお借りして、実際に実現可能な計画目標というのを立てた方がいいかなという風に思っているんですけども、それについてどういうふうなことを重点にしていくかということについて、今、何かご意見はいらっしゃる、ご意見もいらっしゃる方いらっしゃったら、意見いただきたいと思います。〇〇先生いかがですか。

構 成 員：ありがとうございます。ちょっと具体的にと言われるとすごく難しいなとは思いますが。前も確かちょっと議論にあがっていたかもしれないんですけども。拠点病院とか準拠点病院が割とちょっと偏り、地域的な偏りがあるっていうことはあったのでそういう意味では、アレルギーの専門の施設があまりないところでも、診療を受けられるような人材育成とか情報提供っていうのは、何かしていった方がいいんだろうなとはうっすら考えております。ただ具体的な方法って言われるとちょっとあんまり、思いつかないんですけども。それこそうちちょっと外勤とかで行くとかそれぐらいしかちょっと思いつかないんですけども、そういうところは何か。今までの議論の中で、今回の県の研修にしても、阪神地区に限られているので、準拠点医療機関の方は、主催というか共催にしてそこでそれぞれの地域でちょっと研修やろうかっていうふうなことも、この準拠点医療機関の構想の中であったと思って、そういうのをちょっと具体化するという感じだろうなというふうに思います。

座 長：分かりました。すみませんありがとうございます。どうでしょうかね、この資料たくさんいろいろ書いてありますので、ある程度時間を取って考えていないと、なかなか意見が出ないかなと思うんですけど。〇〇先生いかがですか。日々臨床をしていて、こういうところを県を挙げて取り組んだらどうかというふうなアイデアがありましたら。

構 成 員：難しいですね。その具体的に、要するに達成できる目標じゃないといけないと思いますので、やっぱこういう、短い時間で考えてすぐ出てくるものではないように思います。先ほどからいっぱい意見が出てきていて、すべ

てのことが大事だと思いますし、やっぱり1つは、1個1個項目に分けて考えるべきで、1つは診断がちゃんとできるように準拠点医療機関や拠点病院のようなものを作ってしかも、難しいアレルギー疾患をそこで治療ができるっていう、それから今度は啓発をするためには、啓発するためのいろんな方策をしないといけないと思いますので。そっちの方がまだ目標とか立てやすいかもしれないかもわかりません。それぐらいですね意見としたら、そうですね。

座長：それぞれの項目について、一応国の方針も考えながら、考えていく必要があると思います。いきなりどうですかってきかれてもわかりにくいかなと思いますので、今日ここですべてを作るっていうんじゃなくて、医療部会で揉んでいく必要があると思うので。その揉んでいくために、どういうふうにしていけばいいとか、こういうことに皆さん困っているんだけど、こういうふうにしてはどうかとかそういうふうなご意見が日頃診療してる中で、パッと思いつくものがあったら今日挙げていただいて、そうじゃなければまたそれぞれの所属の段階で何か意見を集めていただくとかでアイデアを出していただければいいかなと思いますけれども。参考になるのが、資料2の9、国の指針ですね。例えば目的に基本的な事項で発症予防とか、啓発とか医療体制についてとか、基本事項と啓発と医療体制、こういうのをちょっとみながら考えていけばいいかなっていうことを思いますけれども。どうですかね。医療部会を開催するにあたって、また皆さん、事前にちょっと考えていただいたり、周りの先生に聞いていただくような形で進めていけばいいかな、と思うんですけども、どうですか。〇〇先生、何かご意見ございますか。

構成員：いや、特に今までの追加の意見はございません。

座長：はい。わかりました。他に〇〇さんとか、どうでしょうか。

構成員：先ほど言われていた啓発っていうのはやっぱりスキンケアをきちんとしたり、ステロイドの量っていうのをなかなかどれだけ見たらいいかってわからない保護者の方とかも、いらっしやいますし妊娠中からもやはりそういうことを知ってもらったりしといたら、発症予防にもなるっていうふうにドクターの方も言われてますので、そういうのも含めて啓発活動とこのをしてくださったらありがたいなっていうふうに思います。

座長：そしたら、他何か発言されてない方で、何かコメント大丈夫ですかね。

構成員：先ほどの〇〇先生がおっしゃった、今後の取り組みの話題の1つとしては、国を挙げて今1ヶ月健診っていうのをやっていこうということが進んでいますので、アレルギーの啓発とかに関しては、先ほどのスライド9番にもありましたけども、それなりに子供に啓発する機会なので、ここで間違

った情報提供があるとまずいなという、ちょっとこの辺の危惧があるので、アクションをする。今後1ヶ月健診というところで機会が持てるんじゃないかなというのがちょっと今感じました。以上です。はい。ありがとうございます。

座長：よろしいですかね。以上で本日すべての議事が一応終了しました。短い時間の中で構成各位におかれましては、進行にご協力いただきありがとうございました。今回新たに拠点病院、準拠点医療機関を選定しましたので、その辺も含めて、ここに計画の中に組み込んでいければいいかなというふうに思います。それでは事務局の方よろしくをお願いします。

事務局：座長ありがとうございました。すいません。1点、アレルギー疾患医療連絡協議会の傍聴要領ということで、報道やご希望される一般の方が傍聴できるような形を今後とっていった方が、いいでしょうか。皆さんのご意見を、お伺いするため、資料3として作らせていただいたんですけども、いかがでしょうか。何かご意見あれば教えていただければと思うんですけども。

座長：これはこの協議会の中に、マスコミの方も入って議論を一緒に聞かれるということなんでしょうか。

事務局：どちらかという構成員という立場ではなくて傍聴として聞いていただいて、それを啓発の一環にもなるかもしれませんし、広く住民の方にも周知できるのかなというのが、少し考えておりました。前回の連絡協議会で、構成員の方に報道の方を入れたらどうかという意見だったかと思うので、こういう形でいかがでしょうかということなんです。そもそもこの議事録としては県民に公開はされているため、さらに報道の方に傍聴という形で入っていただくということについての提案です。構成員ではなく、傍聴して、このようなことをしていることを拾っていただいて、記事にしていればよりアレルギー対策もできるのではないかと考えてはいます。

座長：一応確認ですけど、このような協議会で実際にそういうふうな形でやっているところっていうのは県の中でもあるんでしょうか。

事務局：はい。協議会レベルで傍聴規定を作って、入られているというケースは他の部局にもあるのはあります。内容によってはもちろん冒頭撮りで、その以降はちょっと外に出てくださいというような形で切ることも可能かなとは思っているんですが。

座長：これに関してご意見がございますか。なかなかイメージが湧きにくいと思いますけども、それをすることによるメリットデメリットっていうのはちょっと整理して教えていただいてもいいですか。

事務局：メリットとしましては先ほどお伝えした通り今回の協議会であった

りとか、アレルギー対策というところを広く記事に取り上げていただければ、県民の皆さんに周知できるのではないかというのが1点。デメリットとしては、拾い方ですよね。どの部分を弯曲して伝えられるっていうようなことも全部聞けなければそういうことにもなりますし、計画を今こんな状況でやっていますよっていうようなところを、決まってないことを決まったようにお伝えされる可能性はあるということがデメリットになってくるのかなとは若干心配はしております。

座長：〇〇さんその辺どう思われますか。

構成員：どうでしょう。先ほど言われた弯曲して伝えられるっていうのは、こうメディアに切り取られてしまったりそういうこととかあるのかなってちょっと気にはなったりはするんです。誤解が拡散されてしまう可能性がある。きちんと発言できたらいいんですけどできなかった場合は、困るっていう気はしています。そこは不安です、はい。

座長：他の方どうでしょうか。〇〇先生どうぞ。

構成員：やっぱりちょっと何か、変な切り取りっていうのが一番問題だと思うんです。間違っ理解されるといいうか、そういうふうに報道されてしまい、それをまた否定できなかつたりするケースもあるので、ちょっと申し訳ないんですけど、まず今やっていること自身の周知が全然できてないので、もちろんそういう意味で広めるってのはあるんですけど。今やっていることをまず広めるところから行って、それからもう少し広げる方がいいんじゃないですかね。報道機関が入れば、確かに広まるかもしれないんですけど、変に捉えて、かえって誤解を招く可能性があると思います。まだちょっと僕はこの委員会ちょっと初めて出ているだけなんですけど、ちょっと時期尚早かなと思っております。

座長：はい。ありがとうございます。他にご意見ございますか。〇〇先生、お願いします。

構成員：皆さんと概ね一緒なんですけど、傍聴しなければ伝えられない、伝えてもらえないことっていうのがあるのなら話はまた別かなと思うんですけども。例えばこの決定事項だけをリリースしてもらおうことと、傍聴して伝えることの差別化はちゃんと線引きができるのであれば、別に入ってもらってもいいと思うんですけども。ただ傍聴のところにおったっていうことだけを残すためにおらせるっていうのは、今のような懸念事項も残るんで、どうかなとはちょっと思ってしまう。ただ、傍聴してもらおうことで何か伝えることあるんやったら、そのときだけ活用っていうふうな形にはなるのかなと思うんですが。実際傍聴してもらって伝えられることって何かなと。全然思いつかないんですけども。はい。ありがとうございます。

座長：他にご意見はいらっしゃいますか。

構成員：いいですか。私も反対です。皆さんと同じです。反対です。

座長：はい。ありがとうございます。ちょっと。まだやるべきことがたくさんあって、傍聴はメリットよりもデメリットの方が不安もあるかなというふうなことが意見の大体だったかなと思ったんですけども。どうですかね。一応それが今のこの議論の中の結論というか、意見でよろしいですかね。事務局の方どうですか。

事務局：皆さんご意見ありがとうございます。こちらの方は、まだ今提案段階で、県の協議会でもやられているところやられてないところ当然あるかと思えます。こちらもちろん協議会の意見を無視して、勝手に傍聴可とするつもりもございませんので、何かアピールする必要があるときはまたその時に、先生方のご意見いただきながら、規定を作っていくという方向でもよろしいでしょうか。それであれば、一旦ここは引き上げさせていただきます。

座長：ありがとうございます。では事務局の方よろしいですかね。それで締めてよろしくをお願いします。

事務局：ありがとうございます。はい。長時間ありがとうございます。本日もご意見いただいた内容を踏まえまして、今後医療部会で兵庫県アレルギー疾患対策推進計画の改定に向けた検討を行っていくと思っております。また、先ほどご意見いただきました、ホームページでどのような情報あげているかということも共有させていただきます。医療部会に向けて、ご助言がありましたけれども、多様な先生方に参加いただいておりますので、今困りごとや、アレルギー対策に向けてどのようなこととしていったらいいかというところの、アンケート等を座長等とも相談させていただきながら進めていくと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いします。これをもちまして令和6年度兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会の方を終了させていただきます。構成員の先生方お忙しいところありがとうございました。